

大口町告示第70号

大口町住宅用地球温暖化対策設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年4月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町住宅用地球温暖化対策設置費補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

大口町住宅用地球温暖化対策設置費補助金交付要綱（平成31年大口町告示第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項、様式第1及び様式第5中「1,000円」を「100円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町住宅用地球温暖化対策設置費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。